

第 22 期
大分海区漁業調整委員会

第 1 回委員会

議 事 録

開催日時 令和 3 年 4 月 14 日(水) 午後 2 時

開催場所 大分市府内町 3 丁目 5 番 7 号
大分県水産会館 5 階 研修室

第2期大分海区漁業調整委員会第1回委員会議事録

1. 開催日時 令和3年4月14日(水) 午後2時00分
2. 開催場所 大分県水産会館5階 研修室
3. 出席委員 小野 眞 一 (会長、議長)
阿部 貴 史
齋藤 信 二
須川 直 樹
渡邊 英 敏
疋田 一 則
清家 皆 一
山本 勇
小野 裕 佳
濱田 貴 史
阿部 義 広
森崎 真 吾
山尾 和 久
本庄 新
- 欠席委員 藤本 昭 夫
- 事務局 大塚事務局長、大石事務局次長、三ヶ尻主幹、大竹主任
- 農林水産部 景平審議監
- 漁業管理課 高野課長、甲斐主任
- 水産振興課 大屋課長
- 臨席者 中部振興局 安樂康宏、大分市林業水産課 津守翔太
4. 議事録署名委員 阿部義広委員、小野裕佳委員

5. 協議事項及び審議の結果

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 議席の決定について |
| 審議の結果 | くじにより議席を決定した |
| 第2号議案 | 会長、副会長の互選について |
| 審議の結果 | 互選により会長に小野眞一委員が、副会長に阿部貴史委員が選任された |
| 第3号議案 | 各連合海区漁業調整委員会委員の選出について |
| 審議の結果 | 選任案のとおり決定した |
| 第4号議案 | 区画漁業権の条件変更について |
| 審議の結果 | 条件変更については異議はなく、漁業権者に対して変更理由を通知し、公開による意見聴取を行うことに決定した |

6. 審議概要

- 事務局長 ただ今より、第22期第1回大分海区漁業調整委員会を開会いたします。私は委員会の事務局長を仰せつかっております大塚でございます。本日の進行を務めます。よろしく申し上げます。
- はじめに本日の出席委員数をご報告いたします。定員15名中14名の委員さんが出席しておられますので、漁業法第145条の規定により、本委員会が成立しておりますことをご報告いたします。
- それでは、はじめに景平農林水産部審議監からごあいさつを申し上げます。

景平審議監 (あいさつ)

- 事務局長 ありがとうございました。
- 本日は第22期大分海区漁業調整委員会の第1回委員会ということで、議席が決まっておりますのでアイウエオ順でご着席いただいておりますことをはじめにお断りいたします。
- さて、先ほど県庁において知事から委員の皆様には辞令を交付いたしましたところですが、改めまして県、事務局職員も含めまして自己紹介を行いたいと思います。それでは、阿部貴史委員さんから時計回りに自己紹介をお願いします。

(委員自己紹介)

事務局長 続きますして、県及び事務局職員の自己紹介を行います。景平審議監から順にお願いします。

(農林水産部職員・事務局職員自己紹介)

事務局長 ありがとうございます。景平審議監は所用のため、ここで退席させていただきます。

それでは、議事に入ります前に、お手元に配布しております資料の確認をさせていただきたいと思います。まず、表紙に議案書と書かれたものと、委員名簿、それから仮配席図、右上に資料①と資料②と書かれたものをお配りしております。委員の皆さん、よろしいでしょうか。

では議事に入る前にまず資料①をご覧ください。1ページから大分海区漁業調整委員会規程がありますが、2ページの第7条をご覧ください。委員会において発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならないと定められておりますので、発言する際は挙手して発言の意思を示し、議長の了解を得てから発言するようにお願いします。

また、委員会での発言は議事録に記載され、第11条にありますように将来に渡り公開されることとなりますので、ご了解のうえ発言されるようにお願いします。

これより議事に入りますが、第5条により会議の議長は会長が務めることとなっておりますが、第1回目の委員会ですので会長が決まっておりません。したがって会長が選出されるまでの間の仮議長についてお諮りしたいと思います。

仮議長につきましては、本庄委員さんをお願いしたいと考えていますがいかがでしょうか。

委員一同 異議なし。

事務局長 異議がないようですので、本庄委員さんに第2号議案の「会長、副会長の互選について」の審議終了まで、仮議長をお願いし

たいと思います。本庄委員さん、よろしく申し上げます。

仮議長 ただいまご指名をいただきましたので、仮議長を務めさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。

それではまず、議事録署名委員の選任を行いたいと思いますが、いかがいたしましょうか。私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

委員一同 はい。

仮議長 それでは、阿部義広委員と小野裕佳委員にお願いします。

これより議事に入ります。第1号議案の議席の決定についてお諮りいたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長 議案書の2ページをご覧ください。現在は仮の議席ということでアイウエオ順にご着席していただいておりますが、委員会規程第6条の規定により議席はくじで決定することになっております。

それでは、ただ今説明がありましたように、くじ引きで議席を決めたいと思いますが、くじを引く順番は事務局に一任ということでよろしいでしょうか。

委員一同 はい。

事務局長 それでは、事務局職員の方がくじをお持ちしますので、順にお引きください。

(くじ引き)

事務局長 それでは、ただいまから、くじによる各委員さんの議席番号を読み上げます。なお、議席につきましては次回開催の委員会から、これから読み上げます順番にご着席いただきますが、本日はそのままご着席くださるようお願いいたします。

1番小野眞一委員、2番阿部貴史委員、3番藤本委員、4番齋藤委員、5番須川委員、6番渡邊委員、7番疋田委員、8番清家

委員、9番山本委員、10番小野裕佳委員、11番濱田委員、12番阿部義広委員、13番森崎委員、14番山尾委員、15番本庄委員、以上でございます。

仮議長 次に、第2号議案の「会長、副会長の互選について」をお諮りいたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長 議案書の5ページをご覧ください。漁業法第137条第2項の規定により海区漁業調整委員会に会長を置き、会長は委員が互選することとなっております。また、議案書の3ページに示していますように、大分海区漁業調整委員会規程第2条により委員会に副会長1名を置き、副会長は委員が互選することとなっております。すなわち、会長、副会長ともに委員の皆様の互選により選出していただくこととなります。

事務局で事前に委員の皆様の意向を伺ったところ、会長は第21期で副会長を務められた小野眞一委員に、副会長は中立の立場から会長を補佐していただきたいと言うことで中立委員の阿部貴史委員をお願いしたいというご意見をいただいております。

仮議長 事務局より説明がありましたが、委員のみなさんのご意見としては会長に小野眞一委員、副会長に阿部貴史委員をとということのようです。皆さんご異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

仮議長 それでは小野眞一委員を会長に、阿部貴史委員を副会長に選任することに決定します。

会長、副会長が決まりましたので、これを持ちまして議長を交代させていただきます。ご協力ありがとうございました。

会長さん、副会長さんは議席のご移動をお願いします。

ここで新たに選任された会長さんと副会長さんにごあいさつをお願いしたいと思います。

小野会長 (あいさつ)

阿部副会長 (あいさつ)

事務局長 ありがとうございます。小野新会長さんには、大分海区漁業調整委員会規程第5条の規定により議長をお願いします。

議長 それでは議事を進めたいと思います。
第3号議案の「各連合海区漁業調整委員会委員の選出について」事務局から説明してください。

事務局長 議案書の7ページをご覧ください。各連合海区漁業調整委員会ですが、これは、漁業法第147条に基づき、本県関係では豊予連合海区、周防灘三県連合海区、大分・宮崎連合海区、伊予灘連合海区の4つの連合海区漁業調整委員会を設置しておりまして、それぞれの事務規程に基づき、各海区ごとの委員の定数を定めております。

8ページにあるように豊予連合海区漁業調整委員会は、愛媛海区との連合海区漁業調整委員会で各県海区ごとに6名の委員を選出することとなっております。

次に10ページにあるように、周防灘三県連合海区漁業調整委員会は、山口県瀬戸内海海区及び福岡県豊前海区との連合海区漁業調整委員会で、各県海区ごとに5名の委員を選出することとなっております。

それから、12ページにあるように大分・宮崎連合海区漁業調整委員会は、宮崎海区との連合海区漁業調整委員会で、各県海区ごとに5名の委員を選出することとなっております。

最後に、14ページにあるように伊予灘連合海区漁業調整委員会は、山口県瀬戸内海海区及び愛媛海区との連合海区漁業調整委員会で、各海区ごとに4名の委員を選出することとなっております。以上の委員会について、委員の互選をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。

議長 ただいまご説明がありましたとおり、4つの連合海区でそれぞれ委員の割り振りをするようになりますので、事務局の案を提示しても

らって、それについてご意見を伺いたいと思います。事務局案をお配りしてください。

事務局長 それでは、各連合海区漁業調整委員会の選任案をお配りいたします。

（ 選任案配布 ）

選任案をご覧ください。

周防灘三県連合海区漁業調整委員会は、渡邊委員、齋藤委員、藤本委員、本庄委員、阿部貴史委員に、

伊予灘連合海区漁業調整委員会は、齋藤委員、阿部義広委員、藤本委員、小野眞一委員に、

豊予連合海区漁業調整委員会は、須川委員、山尾委員、清家委員、疋田委員、小野眞一委員、小野裕佳委員に、

大分・宮崎連合海区漁業調整委員会は、疋田委員、山本委員、森崎委員、本庄委員、濱田委員に、それぞれお願いしたいと考えております。

なお、瀬戸内海と太平洋の2つの広域漁業調整委員会については、現在、藤本委員に瀬戸内海を、小野眞一委員に太平洋をお願いしているところであり、任期が本年9月30日までとなっておりますので引き続き委員をお願いすることとなります。

次の任期が始まる前には、大分海区からどなたを選任するか改めて今後の委員会の場でお諮りすることになります

参考に各委員会の今年度の開催予定を載せております。令和2年度はコロナウィルス感染拡大の影響ですべて県内でリモート会議で行われましたが、今年度はそのときの状況により判断することとなります。以上です。

議 長 事務局から案が示されましたが、ご意見等ありますでしょうか。

須川委員 愛媛県、山口県、大分県の三県共通海域で操業する機会が多くて、まきえ禁止のラインが重なったりしているので、漁場的には伊予灘連合に入れて頂きたいと前回も話したのですが、今期も無理でしょうか。

事務局長 伊予灘の連合海区につきましては、関係する海区の許可漁業でそれぞれルールを決めて、これまで話しているという経緯もありますので、漁業者委員につきましては、該当する齋藤委員と阿部義広委員にお願いして、佐賀関の個別の問題がありましたら、その都度事務局で対応していきたいと思っておりますので、この案でご理解頂きたいと思っております。

須川委員 分かりました。

議長 他に異議がないようですので、事務局の原案どおり決めさせていただきます。これから4年間どうぞよろしくお願ひします。

連合海区漁業調整委員会の割り振りが決まったところで、事務局からそれぞれの委員会での大分海区の代表者について説明があります。

事務局長 それぞれの連合海区漁業調整委員会においては、会長、副会長を委員の互選により選出しますが、関係する海区の代表者を交代で選出することが慣例となっております。

ここで選任案資料の裏面をご覧ください。第21期まではこのように各連合海区で会長、副会長を選出しており、その任期は第22期委員の任期期間中までとなっております。

例えば、一番上の周防灘三県連合海区漁業調整委員会では、福岡、山口、大分の順で会長を2年で持ち回ることが慣例とされており、昨年9月に開催された委員会で大分海区の代表である日隈委員が会長に選任され、その任期は令和4年9月までとなっております。

これから第22期委員として選任された委員さんにより各連合海区漁業調整委員会で会長、副会長を改めて互選することになると思われませんが、これまでどおり各海区で代表者となる委員を決めておき、その委員が選任されることとなります。

基本的にはそれぞれの連合海区漁業調整委員会に選任された委員さんで互選するものですが、これまで大分海区からは各連合海区における調整の経緯等に詳しい学識又は中立委員の方を代表として選出してきた経緯があります。この考え方は変わらないものと思われしますので、各連合海区での大分海区の代表者は伊予灘と

豊予については引き続き小野眞一委員に、周防灘と大分・宮崎については本庄委員にお願いすることが妥当ではないかと考えています。以上です。

議長 今の事務局の説明についてご意見等ありますか。
それでは、事務局の方針で進めるということによろしいでしょうか

委員一同 異議なし。

議長 それでは、各連合海区漁業調整委員会で大分海区の代表となる委員については、事務局の案で進めることとします。
次に第4号議案「区画漁業権の条件変更について」です。事務局は説明をお願いします。

事務局次長 議案書の16ページをご覧ください。第4号議案「区画漁業権の条件変更について」です。

平成30年9月1日付けで大分県漁協に対して免許されております区画漁業権 区第3231号に付けられた条件の変更について、大分県知事から本委員会に意見を求められているものです。区第3231号の概要ですが、漁業の種類は生け簀を用いて養殖される第1種区画漁業で、クロマグロの養殖を目的としています。漁場の位置は佐伯市上浦大字最勝海浦の地先で、関係地区も同じ佐伯市上浦最勝海浦となっています。平成30年9月1日から令和5年8月31日までの5年間を存続期間として免許されておりますが、その免許の際に2つの条件が付けられています。1が海上交通の安全確保に関する事、2が養殖用種苗に関する事です。このうち2の養殖用種苗に関する条件により、人工種苗専用の漁場として養殖が行われていますが、この条件を見直し、天然種苗による養殖も可能となるよう条件変更を行うものです。次のページが知事からの諮問文です。

資料②の1ページをご覧ください。「1 漁業権に条件を付ける場合の手続」についてです。まず漁業法で決められている漁業権に条件を付ける場合（変更も含まれる）の手続について説明さ

せていただきます。

漁業法第86条において、県知事が漁業権に条件を付けることができることを、また、その際は委員会に意見を聴かなければならないことを定めています。

また、委員会の対応についても決められており、知事の諮問に対して「条件を付けるべき」との答申をしようとするときは、漁業権者に対してその理由を文書で通知し、さらに公開の場で意見を聴かなければならないと定めています。

そのため、本事案の審議の流れとしましては、これから行います諮問事項の説明後「条件を付けるべきかどうか」の意見集約をしていただき、条件を付けることに異議がなければ、漁業権者である大分県漁協に対して条件を付けるべき理由を通知し、公開による意見聴取を行うこととなります。その後、委員会において改めて審議していただき、知事への答申を決定していただくこととなります。

次のページをご覧ください。「2 クロマグロ養殖に関する国の方針」についてです。クロマグロ養殖は、国の方針に基づき管理が行われているため、区画漁業権の条件変更には国の方針への対応が必要となっていますので、説明させていただきます。グラフは1952年以降の太平洋クロマグロの国別漁獲量の推移を示したものです。年変動はありますが最大で4万トン程度あった漁獲量が、近年では1万トン程度まで大きく減少しています。最大の漁獲国かつ消費国である日本の責任ある対応が求められていることを受け、国では平成22年に太平洋クロマグロの管理強化についての対応を公表しました。この中で大中型まき網などの漁船漁業の取組だけでなく、養殖に関しても実態把握のため「クロマグロ養殖」の養殖場の特定、養殖実績報告の義務化が示されました。

さらに、(2)にあるますように平成24年には漁業法に基づき関係県に対しクロマグロ養殖の管理強化に関する大臣指示が发出され、枠内のおり天然種苗の活込尾数が平成23年から増加することがないよう養殖漁場の新たな設定についての制限や漁業権に生け簀の台数等の条件を付けることが指示されました。

参考として平成23年と令和2年の種苗の活込状況を記載して

いますが、23年の天然種苗の活込尾数539千尾が上限とされ、これ以上天然種苗の活込が増加することがないよう管理が行われています。直近の令和2年の天然種苗の活込尾数は320千尾となっています。以上がクロマグロ養殖に関する国の対応となります。

次のページをご覧ください。「3 区画漁業権の概要」についてです。先ほども説明しましたが、区第3231号は、佐伯市上浦の地先の色をつけた区域に設定されたクロマグロ養殖のための区画漁業権です。漁業権者は大分県漁協で、組合員行使権者は、マルハニチログループのアクアファームとなっています。

次に「4 条件変更の内容」について説明します。

現行は人工種苗のみを導入することができる漁場となっています。これを人工種苗と天然種苗の両方を導入できるように条件を変更します。なお、天然種苗については、天然から採捕したクロマグロを初めて区画漁業権内の生け簀に投入する「活込」と、活込んだ種苗を別の生け簀に移す「移送」に区分されますが、活込は「×」と表示していますが、導入できないこととします。

議案書の18ページをご覧ください。区第3231位号の条件変更（案）について説明します。左の欄が変更案、右の欄が現行の条件となります。

新設する条件の2は、大臣指示に基づき、生け簀の面積、形状等に関する条件を設定します。今回の条件変更が、天然種苗の活込尾数の増加につながらないように施設の規模を制限するものです。なお、今回設定する面積や生け簀の形状等については、現行の養殖規模等と同じとします。

条件3は、天然種苗の活込を禁止する条件に変更します。移送については記述せず、移送による天然種苗の導入は可能とします。

新設する条件4は、種苗の導入後に確認しやすいよう天然種苗と人工種苗を同一の生け簀で養殖することを制限するものです。なお、明確に区別することができれば同一の生け簀で養殖することも可能とします。

資料②の3ページにお戻りください。「5 変更の理由」です。

現在、区第3231号は人工種苗専用の漁場として設定されていますが、人工種苗は天然種苗と比べて非常に小さく、飼育管理が難しいとされています。特に生け簀等への衝突による死亡が多いことから、人工種苗のみでは経営を成り立たせることが非常に難しいというのが実態のようです。そのような状況もあり、大分県漁協とアクアフาร์มから条件変更の要望書が提出されました。5ページから7ページに要望書の写しを添付しています。

また、アクアフาร์มが、活込ではなく移送により天然種苗の入手が可能であるということです。大臣指示により、23年の天然種苗の活込尾数よりも増加につながる条件変更はできないため、移送により天然種苗を入手できるかどうか、大きなポイントとなります。

次のページをご覧ください。アクアフาร์มの天然種苗の入手計画です。グループ企業の玄海養魚が活込んだ天然種苗32千尾のうち、6千尾を区第3231号に移送する計画となっています。したがって、当県の天然種苗の活込尾数が増加することはありません。参考までにマルハニチログループの天然種苗の移送計画を表で示しています。玄海養魚の上限40千尾を超える計画とはなっていません。

以上の2つの理由から、県では条件変更を行うことに特に問題はなく、変更することが適当であると考えています。説明は以上です。

議長 ただいまの事務局の説明についてご質問、ご意見等はありませんか？

山本委員 この案件は上浦支店から本店に対して要望が上がってきまして、全国でクロマグロの養殖尾数が一番多い企業ですが、上浦では人工種苗でやっていたけど、歩留まりが悪く、経営を考えると天然種苗の養殖に切り替えないと厳しい状態にあります。全国的に見てもクロマグロの養殖生産量は頭打ちになっており、若干減少傾向にありますので、我々も国の方針を超えて天然種苗を養殖する訳ではありませんので、それについては異論は無いとい

うことで知事あてに要望を上げており、皆様方のご理解を得られるとありがたいと思います。

議 長 他に質疑もないようですので、区画漁業の条件変更については異議はありませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 異議がないようですので、漁業権者に対して変更理由を通知し、公開による意見聴取を行うこととします。
漁業権者に対して通知する理由についてですが、何かご意見はありませんか。
事務局から提案はありますか。

事務局次長 先ほど「4 変更の理由」で説明しましたが
・漁業権者及び組合員行使権者の要望に基づくこと
・天然種苗の活込尾数が増加しない条件変更であり、国のクロマダコ養殖についての管理方針に反しないこと
の2つの理由を提案いたします。

議 長 事務局から提案がありましたが、ご意見はありませんか。

委員一同 (異議なし)

議 長 異議がないようですので、事務局案のとおり決定します。事務局は漁業権者あてに通知してください。次の委員会で大分県漁協に対し、公開による意見聴取を行い、審議して県知事への答申を決定することとなります。日程等詳細については事務局より改めてお知らせします。

これで議案の審議はすべて終わりました。

他に何かありませんか。

よろしいですか。それでは、以上をもちまして本日の委員会を終了します。

事務局長 長時間にわたるご審議、誠にお疲れさまでした。これをもちまして委員会を閉会いたします。次の委員会は5月20日の午前中10時からを予定していますので、スケジュールの確保をお願いします。

以上、第22期大分海区漁業調整委員会第1回委員会の顛末を記録し、その公正なることを証するため署名する。

令和3年4月14日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員